

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号） 新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十 (略) 十一 汚水等排出施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で別表第六に掲げるものをいう。 イ (略) ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として別表第七に掲げる項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 十二・十三 (略) 十四 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める行為を除く。 十五 特定事業 土砂等の埋立て等に限する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に限する区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいう。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十 (略) 十一 汚水等排出施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で別表第六に掲げるものをいう。 イ (略) ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として別表第七に掲げる項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 十二・十三 (略) 十四 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境の保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。 十五 特定事業 土砂等の埋立て等に限する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に限する区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいう。
(排出水の規制基準) 第三十八条 排出水の規制基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、別表第十七に掲げるとおりとする。 ２・３ (略)	(排出水の規制基準) 第三十八条 排出水の規制基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、別表第十七に掲げるとおりとする。 ２・３ (略)
(排出水の排出の制限) 第四十四条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口において排出水の規制基準に適合しない排出水を排出してはならない。 ２ (略)	(排出水の排出の制限) 第四十四条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口において排出水の規制基準に適合しない排出水を排出してはならない。 ２ (略)
第六十一条 削除	(土砂等の埋立て等による崩落等の防止) 第六十一条 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、当該

	土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。 2 知事は、土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(特定事業の許可) 第六十二条 特定事業を行う者は、特定事業に供する区域（以下この節において「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について知事の許可を受けなければならない。 2 (略)	(特定事業の許可) 第六十二条 特定事業を行う者は、特定事業に供する区域（以下この節において「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について知事の許可を受けなければならない。 2 (略)
(許可申請の手続) 第六十三条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 (略) 二 特定事業区域の所在地 面積 三〇八 (略) (削除) 九 (略) 十 特定事業区域内の浸透水採取するための措置 (申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合にあつては、その旨) (削除)	(許可申請の手続) 第六十三条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 (略) 二 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下この節において「特定事業場」という。）の位置及び面積 三〇八 (略) 九 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造 十 (略) 十一 特定事業区域内の浸透水採取するための措置 十二 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置 十三 (略)
十一 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として一年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（以下この節において「一時堆積事業」という。）である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。 一 前項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項 二 特定事業区域内の浸透水採取するための措置	十二 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として一年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（以下この節において「一時堆積事業」という。）である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。 一 前項第一号から第五号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 (新設)

三 (略) 四 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 (削除) (削除) 五 (略)	(市町村長の意見の聴取) 第六十四条 知事は、第六十二条第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全上 関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村の長の生活環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。	二 (略) 三 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 四 特定事業場の構造 五 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置 六 (略)
(許可の基準) 第六十五条 知事は、第六十二条第一項の許可の申請が第六十三条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六十二条第一項の許可をしてはならない。 一・二 (略) (削除) 三 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること(当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。) (削除) 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 第六十条第二項又は第三項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 ロ 第七十六条(第七号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る徳島県行政手続条例(平成七年徳島県条例第四十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相	(市町村長の意見の聴取) 第六十四条 知事は、第六十二条第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村の長の生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くものとする。	(許可の基準) 第六十五条 知事は、第六十二条第一項の許可の申請が第六十三条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六十二条第一項の許可をしてはならない。 一・二 (略) 三 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 四 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。 五 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。 六 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 第六十条第二項若しくは第三項又は第七十六条第二項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 ロ 第七十六条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る徳島県行政手続条例(平成七年徳島県条例第四十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相

談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。） ハ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 2 知事は、第六十二条第一項の許可の申請が第六十三条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六十二条第一項の許可をしてはならない。 一・二 （略） （削除） 三 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。 （削除） 四 申請者が前項第四号イからハまでのいずれにも該当しないこと。 （削除） （許可の条件） 第六十六条 知事は、生活環境を保全するためには、第六十二条第一項の許可に条件を付することができる。 （水質検査等） 第七十二条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査（土砂等の埋立て等を使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下この条において同じ。）	談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第七十六条第一項第七号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。 ハ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 2 知事は、第六十二条第一項の許可の申請が第六十三条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六十二条第一項の許可をしてはならない。 一・二 （略） 三 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 四 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。 五 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。 六 申請者が前項第六号イからハまでのいずれにも該当しないこと。 3 第六十二条第一項の許可の申請が法令等に基づく許可等を要する行為に係るものであって、当該行為が、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為である場合にあっては、第一項第三号及び第五号並びに前項第三号の規定は、適用しない。 （許可の条件） 第六十六条 知事は、生活環境を保全し、又は住民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、第六十二条第一項の許可に条件を付することができる。 （水質検査等） 第七十二条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査（土砂等の埋立て等を使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下この条において同じ。）
---	--

5 (略) (許可の取消し等) 第七十六条 知事は、第六十二条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 一 第六十条第二項又は 第三項の規定による命令に違反したとき。 二 (略) 三 第六十五条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。 四 六 (略) 七 前条第一項の規定により第六十二条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第六十五条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当するとき。 (削除) (削除)	6 (略) (許可の取消し等) 第七十六条 知事は、第六十二条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 一 第六十条第二項若しくは第三項又は第六十一条第二項の規定による命令に違反したとき。 二 (略) 三 第六十五条第一項第六号又は第二項第六号に該当するに至ったとき。 四 六 (略) 七 前条第一項の規定により第六十二条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第六十五条第一項第六号イからハまで又は第二項第六号に該当するとき。 八 次条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定による第六十二条第一項の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第一項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取り消された許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
第七十七条 削除	(措置命令) 第七十七条 知事は、第六十二条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反して特定事業を行った者に對し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 知事は、第七十四条第二項若しくは第五項又は前条第二項の規定に違反した者に對し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(関係書類の閲覧等) 第七十八条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を施工する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全上 の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。 2 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第七十四条第一項の規定による	(関係書類の閲覧等) 第七十八条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を施工する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。 2 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第七十四条第一項の規定による

完了若しくは廃止の届出をした日又は第七十六条の規定による第六十二条第一項の許可の取消しを受けた日の翌日から起算して五年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。 3 知事は、第六十二条第一項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第七十六条の規定による第六十二条第一項の許可の取消しのあつた日の翌日から起算して五年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあつた書類を、周辺住民その他の生活環境の保全上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。	完了若しくは廃止の届出をした日又は第七十六条第一項の規定による第六十二条第一項の許可の取消しを受けた日の翌日から起算して五年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。 3 知事は、第六十二条第一項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第七十六条第一項の規定による第六十二条第一項の許可の取消しのあつた日の翌日から起算して五年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあつた書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。
---	---

第一百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第十一条、第十六条第一項、第四十二条、第四十五条第一項、第五十五条第一項若しくは第二項、第六十条第二項若しくは第三項又は第七十六条 ― の規定による命令に違反した者 二・三 (略)	第一百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第十一条、第十六条第一項、第四十二条、第四十五条第一項、第五十五条第一項若しくは第二項、第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条第二項、第七十六条第一項又は第七十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者 二・三 (略)
---	---

第一百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第一項又は第四十四条第一項の規定に違反した者 二 (略) 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	第一百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第一項又は第四十四条第一項の規定に違反した者 二 (略) 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
--	--

第一百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 三 第七十二条第一項又は第二項の規定による検査を行わなかった者 四・五 (略)	第一百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 三 第七十二条第一項又は第二項の規定による検査を行わなかった者 四・五 (略)
--	--

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第六十八条、第七十四条第一項若しくは第五項又は第七十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第七十八条第二項の規定に違反した者	第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第六十八条、第七十四条第一項若しくは第六項又は第七十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第七十八条第二項の規定に違反した者
---	---

別表第七 (第二条関係) 一〇十二 (略) 十三 大腸菌数	別表第七 (第二条関係) 一〇十二 (略) 十三 大腸菌群数
---	--

別表第十七（第三十八条関係）

その一 汚水等有害物質による排出水の汚染状態に係る排出水の規制基準

汚水等有害物質の種類		許 容 限 度
(略)		
六価クロム化合物		一リットルにつき六価 クロム〇・二ミリグラ ム
(略)		
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・ 一ミリグラム	
(略)		

その二 その他の項目による排出水の汚染状態に係る排出水の規制基準

項 目	許 容 限 度
(略)	
大腸菌数 (単位 一ミリリットル につきコロニー形成単位 一)	日間平均八〇〇
(略)	
備考 1 硫化物含有量についての排出水の規制基準 は、規格K〇一〇二二の二の一〇・五又は一〇 ・六に該当する方法により排出水の汚染状態 を測定した場合における検出値によるものと する。 2 7 (略)	

別表第十七（第三十八条関係）

その一 汚水等有害物質による排出水の汚染状態に係る排出水の規制基準

汚水等有害物質の種類		許 容 限 度
(略)		
六価クロム化合物		一リットルにつき六価 クロム〇・五ミリグラ ム
(略)		
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・ 〇三ミリグラム	
(略)		

その二 その他の項目による排出水の汚染状態に係る排出水の規制基準

項 目	許 容 限 度
(略)	
大腸菌群数 (単位 一立方センチメ ートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
(略)	
備考 1 硫化物含有量についての排出水の規制基準 は、規格K〇一〇二の三九・一又は三九・二 に該当する方法により排出水の汚染状態 を測定した場合における検出値によるものと する。 2 7 (略)	